

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社サトイ設計工務  
埼玉県志木市館2-1-6-304

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和6年4月8日～令和6年5月7日（1ヵ月）

関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

### 3 指名停止理由

株式会社サトイ設計工務は、千葉県船橋市内の民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第16条第2号の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

また、同工事にて、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、政令で定める金額以上となる下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められるとして、令和6年1月16日、埼玉県知事より監督処分(指示)を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上9ヵ月以内